

大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等 第4条 (略)</p> <p>(指定の要件等) 第5条 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。</u></p> <p>(3) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(4) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、<u>責任をもって大阪府内で適正かつ円滑に研修事業を実施できる事務処理能力及び</u>体制を有していること。</p> <p>(5) 研修事業が大阪府内で実施されること。</p> <p><u>(6) 研修を適正に運営する能力を有した人員を配置し、研修事業を統括する体制を整えた、</u>研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。</p> <p>(7) 毎事業年度<u>(4月1日から翌年3月31日まで)</u>ごとに1回以上、<u>継続的に</u>研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。</p> <p>(8) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。</p> <p>(9) 各科目を担当する適切な講師及び助手が必要な人数確保されていること。</p> <p>(10) 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品等が確保されていること。</p> <p>(11) 初任者研修において必要に応じて実習を行う場合、又は、基礎研修における実習を行う場合、大阪府内に実習を適切に実施することができる施設が確保されていること。</p> <p>(12) 学則が定められていること。</p> <p>(13) 修了評価、不合格時の補習及び再評価を適正に実施できる体制が確保されており、修了評価の信頼性を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(14) 初任者研修については、別表1に掲げる項目の情報開示が適切にでき、持続的に情報の更新が可能なこと。また、情報開示責任者が配置されていること。 基礎研修についても、別表1に掲げる項目の情報を開示するよう努めること。</p> <p>(15) 講義を通信学習の方法によって行う研修にあっては、前各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。 イ から ハ (略)</p> <p>(16) 前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「<u>障害者総合支援法</u>」という。)、<u>改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「障害者自立支援法」という。)</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第22条<u>又は改正前の障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第22条</u>に規定する法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(3) から (4) (略)</p> <p>(5) 大阪府知事、他の都道府県知事又は政令指定都市の市長により、次のいずれかの研修事業者と</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 事業者の指定等 第4条 (略)</p> <p>(指定の要件等) 第5条 知事は、申請者が次に掲げる各号の要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(3) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。</p> <p>(4) 研修事業が大阪府内で実施されること。</p> <p>(5) 研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。</p> <p>(6) 毎事業年度ごとに1回以上研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。</p> <p>(7) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。</p> <p>(8) 各科目を担当する適切な講師及び助手が必要な人数確保されていること。</p> <p>(9) 講義及び演習を実施するために必要な広さの場所及び演習に必要な備品等が確保されていること。</p> <p>(10) 初任者研修において必要に応じて実習を行う場合、又は、基礎研修における実習を行う場合、大阪府内に実習を適切に実施することができる施設が確保されていること。</p> <p>(11) 学則が定められていること。</p> <p>(12) 修了評価、不合格時の補習及び再評価を適正に実施できる体制が確保されており、修了評価の信頼性を確保するための措置が講じられていること。</p> <p>(13) 初任者研修については、別表1に掲げる項目の情報開示が適切にでき、持続的に情報の更新が可能なこと。また、情報開示責任者が配置されていること。 基礎研修についても、別表1に掲げる項目の情報を開示するよう努めること。</p> <p>(14) 講義を通信学習の方法によって行う研修にあっては、前各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。 イ から ハ (略)</p> <p>(15) 前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「法」という。)<u>及び</u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第22条に規定する法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>(3) から (4) (略)</p> <p>(5) 大阪府知事、他の都道府県知事又は政令指定都市の市長により、次のいずれかの研修事業者と</p>

大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>しての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ 「難病特別対策推進事業について」(平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知)の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の(6) 又は「療養生活環境整備事業について」(平成27年3月30日健発0330第14号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)の別紙「療養生活環境整備事業実施要綱」第3の(4)の⑥に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者</p> <p>□ から 二 (略)</p> <p>ホ 大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき指定を受けた移動支援従業者養成研修事業者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 障害者総合支援法又は障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(8) から (9) (略)</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>□ 第1号 又は第2号に該当する者</p> <p>ハ から 二 (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(指定申請の手続き)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 資産の状況を示す書類及び法人概要がわかる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 法人を所管する法令に基づく事業報告書等</p> <p>ハ 法人案内冊子</p> <p>二 (略)</p> <p>ホ 研修事業運営体制報告書</p> <p>(2) から (3) (略)</p> <p>(4) 第5条第2項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報(審査情報は、紙媒体及び電磁的記録を提出すること。)</p> <p>(5) から (18) (略)</p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>(課程の追加の手続き)</p> <p>第6条の2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第6条第2項 (1) ホ及び (7) から (18) までに掲げる書類</p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (年間実施計画の届出)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p>	<p>しての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>イ 「難病特別対策推進事業について」(平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知)の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者</p> <p>□ から 二 (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 法又は改正前の障害者自立支援法 (平成17年法律第123号)に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>(8) から (9) (略)</p> <p>(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>□ 第1号 及び第2号に該当する者</p> <p>ハ から 二 (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(指定申請の手続き)</p> <p>第6条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 資産の状況を示す書類及び法人概要がわかる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 会社法に係る事業報告書</p> <p>ハ 会社案内冊子</p> <p>二 (略)</p> <p>(2) から (3) (略)</p> <p>(4) 第5条第2項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報(審査情報は、紙媒体及び磁気媒体を提出すること。)</p> <p>(5) から (18) (略)</p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>(課程の追加の手続き)</p> <p>第6条の2</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第6条第2項 (7) から (18) までに掲げる書類</p> <p>3 から 5 (略)</p> <p>第3章 研修事業の実施 (年間実施計画の届出)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p>

大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>2 事業者は、前項による届出の際には、履歴事項全部証明書の原本もしくは写しを添付しなければならない。</u></p> <p>3 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。</p> <p>4 事業者は、第1項又は第6条第3項第1号若しくは前条第3項第1号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならない。</p> <p>3 事業者は、第1項又は第6条第3項第1号若しくは前条第3項第1号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に届け出なければならない。</p>
<p>第8条 から 第10条 (略)</p>	<p>第8条 から 第10条 (略)</p>
<p>(休止及び再開の届出)</p> <p>第11条 事業者は、第7条第1項又は第4項の規定による年間実施計画を届け出の際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する届出がなく研修が実施されていない期間が2ヶ年度にわたる場合は、第15条第1項に規定する届出があったものとみなす。 なお、2ヶ年度とは、<u>2事業年度分</u>（4月1日から翌々年3月31日まで）の期間をいう。</p> <p>3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項による年間実施計画及び第8条第1項による開講届を提出しなければならない。 なお、<u>第1項の規定により届け出た期間が2ヶ年度にわたる場合は、再開届、</u>第6条第2項及び第4項（通信学習の場合に限る。）に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p>	<p>(休止及び再開の届出)</p> <p>第11条 事業者は、第7条第1項又は第3項による年間実施計画を届け出の際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかな場合は、年間休止届を<u>同時に</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の年間休止届の期間（<u>現に研修を実施していない実質的に休止状態のものを含む。</u>）が2ヶ年度にわたる場合は、第15条第1項に規定する届出があったものとみなす<u>ことができる者とする。</u> なお、2ヶ年度にわたる場合とは、<u>1事業年度</u>（4月1日から翌年3月31日まで）の<u>休止を2年連続で行った場合</u>をいう。</p> <p>3 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項による年間実施計画及び第8条第1項による開講届を提出しなければならない。 なお、<u>前項に該当する事業者</u>は、第6条第2項及び第4項（通信学習の場合に限る。）に規定する書類を併せて提出しなければならない。</p>
<p>第12条 から 第14条 (略)</p>	<p>第12条 から 第14条 (略)</p>
<p>第4章 研修事業の廃止 (廃止届)</p> <p>第15条 1 (略) 2 知事は、<u>第7条第1項に規定する年間実施計画又は第11条第1項に規定する年間休止届の提出がなく研修が2ヶ年度にわたり実施されていない</u>場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなす。 3 (略)</p>	<p>第4章 研修事業の廃止 (廃止届)</p> <p>第15条 1 (略) 2 知事は、<u>事業者が2ヶ年度にわたって研修を実施しなかった場合又は年間実施計画を届け出なかった</u>場合には、前項に定める廃止の届出があったものとみなす<u>ことができる。</u> 3 (略)</p>
<p>第5章 調査及び指導 第16条 から 第17条 (略)</p>	<p>第5章 調査及び指導 第16条 から 第17条 (略)</p>
<p>(指定の取消し等)</p> <p>第18条 (1) から (9) (略) (10) 第5条第2項<u>各号のいずれか</u>の要件に該当したとき。 (11) (略) 2 (略)</p>	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第18条 (1) から (9) (略) (10) 第5条第2項<u>第10号</u>の要件に該当したとき。 (11) (略) 2 (略)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>

大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6章 その他 第20条 から 第21条 (略)</p> <p>(みなし規定) 第22条 次に掲げる者は、この要綱に規定する各課程を修了した者とみなす。 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、平成18年11月16日から施行する。ただし、第4条から第11条まで、第14条、第17条から第19条及び第21条に掲げる規定については、平成18年12月1日以降に実施する研修から、第12条及び第16条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。 (経過措置) 1 この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休業止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。 2 平成18年12月1日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく居宅介護従業者養成研修事業者指定申請書、居宅介護従業者養成研修事業変更承認申請書又は居宅介護従業者養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第9条第1項に規定する届出があったものとみなす。 3 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。 (旧告示等による指定都市市長等が指定した事業者の指定申請の特例) 1 平成18年9月30日において「旧指定居宅介護等従業者基準」第2号に掲げる居宅介護従業者養成研修を実施する者として、大阪市長、堺市長、高槻市長又は東大阪市長から指定を受けていた居宅介護従業者養成研修事業者（以下、「旧告示市長指定事業者」という。）が、平成19年3月31日までの間に研修を開始する場合においては、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する90日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」と読み替える。 2 前記1の特例の適用については、旧告示市長指定事業者として指定を受けていた課程と同一課程に限るものとする。</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、平成19年3月6日から施行する。ただし、第12条及び第16条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。 (経過措置) 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成19年8月1日から施行する。 (施行期日) この要綱は、平成23年12月15日から施行する。 (施行期日)</p>	<p>第6章 その他 第20条 から 第21条 (略)</p> <p>(みなし規定) 第22条 次に掲げる者は、この要綱に規定する各課程を初任者研修を修了した者とみなす。 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、平成18年11月16日から施行する。ただし、第4条から第11条まで、第14条、第17条から第19条及び第21条に掲げる規定については、平成18年12月1日以降に実施する研修から、第12条及び第16条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。 (経過措置) 1 この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休業止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。 2 平成18年12月1日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく居宅介護従業者養成研修事業者指定申請書、居宅介護従業者養成研修事業変更承認申請書又は居宅介護従業者養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第9条第1項に規定する届出があったものとみなす。 3 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。 (旧告示等による指定都市市長等が指定した事業者の指定申請の特例) 1 平成18年9月30日において「旧指定居宅介護等従業者基準」第2号に掲げる居宅介護従業者養成研修を実施する者として、大阪市長、堺市長、高槻市長又は東大阪市長から指定を受けていた居宅介護従業者養成研修事業者（以下、「旧告示市長指定事業者」という。）が、平成19年3月31日までの間に研修を開始する場合においては、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する90日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」と読み替える。 2 前記1の特例の適用については、旧告示市長指定事業者として指定を受けていた課程と同一課程に限るものとする。</p> <p>附 則 (施行期日等) この要綱は、平成19年3月6日から施行する。ただし、第12条及び第16条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業より適用する。 (経過措置) 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成19年8月1日から施行する。 (施行期日) この要綱は、平成23年12月15日から施行する。 (施行期日)</p>

大阪府居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。 (施行期日) この要綱は、令和元年 7 月 30 日から施行する。 (施行期日) この要綱は、令和 3 年 8 月 17 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項第 10 号イについては、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。</u></p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。 (施行期日) この要綱は、令和元年 7 月 30 日から施行する。 (施行期日) この要綱は、令和 3 年 8 月 17 日から施行する。</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>